

報告第六号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

平成二十三年五月二十四日

江戸川区長 多田正見

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布します。

平成二十三年五月十二日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第十五号

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第
五十四号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第一項とし、付則に次の二項を加える。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成
二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項
に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処す
るための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等
に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「平成二十三年特別令」
という。）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る
第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第十三条第二項中「十
年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあ
るのは「八年」と、第十四条中「年二パーセント」とあるのは「年一・五パー
セント（保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）」とする。

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五
条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定によ
り読み替えられた法第十三条第一項及び平成二十三年特別令第十四条第七項の
規定によるものとする。

この
条 例
は、
公 布
の 日
か ら
施 行
し、
平 成
二 十
三 年
三 月
十 一
日
か ら
適 用
す
る。
付 則